教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度　令和6年度

守口市教育委員会

令和7年8月

目次

Ⅰ　教育委員会の点検・評価

(1)はじめに

①点検・評価の対象

②点検・評価の方法

(2)守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿

②所管事務の管理状況

(3)教育委員会会議の開催状況及び審議案件

(4)教育委員会の決算

(5)評価基準

Ⅱ　教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針1】

命を守る　～たくましく生きる健康と体力づくり～

■健康・体力づくりの充実

■安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針2】

学力を伸ばす　～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

■授業改善の推進　　■支援教育の充実

■自立した学習者の育成

【基本方針3】

心を育てる　～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

■人権教育の充実　　■生徒指導、キャリア教育の充実

■道徳教育の充実

【基本方針4】

学校力を高める　～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

■学校経営の改善　　■学校施設の老朽化等への対策

■教職員の資質向上・研修の充実

社会教育分野

【基本方針5】

生涯学べる社会をつくる

～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～

■社会教育の振興

過去の報告書はこちら♪



教育委員会マスコット
もりもり

右の二次元コードから
覗いてみてね！



守口市教育委員会
公式ホームページ

守口市教育委員会
公式X

Ⅰ 教育委員会の点検・評価

(1)はじめに

①点検・評価の対象

守口市教育委員会では、市の教育理念を実現するため、毎年度、基本方針及び重点的に取り組む項目を「めざす守口の教育」としてまとめていましたが、令和6年度から教育大綱の計画期間に合わせて複数年度を対象としました。また、具体的な取組みや方策によって到達すべき数値を新たに「目標」として設定しました。

これを、学校と共有するとともに、市HP等で公表し、目標と課題を明確に示し、学校、家庭、地域が連携した教育行政の推進をめざしています。本報告書では、令和6年度の重点項目を基本に、取り組んだ内容を項目立てし、点検及び評価の対象としました。

②点検・評価の方法

本報告書は、「めざす守口の教育」の達成状況をチェックする観点で作成しています。「めざす守口の教育」の「基本方針」に基づく具体的な取組みの執行状況や成果を「結果」欄に端的に示しました。また、点検及び評価の客観性を高めるため、報告書の内容について学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【学識経験者】

学校教育分野
・桃山学院大学
（人間教育学部　人間教育学科）　　准教授　木村　明憲 氏(1年目)

社会教育分野
・龍谷大学
（文学部　哲学科　教育学専攻）　　教授　　林　　美輝 氏(1年目)

(2)守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿　令和6年度末現在

職名	氏名	任期	
教育長	田中　実	1期	令和5年　4月　1日 ～　令和8年　3月 31日
教育長職務代理者	杉岡　佐緒理	1期	令和2年　7月　7日 ～　令和6年　7月　6日
		2期	令和6年　7月　7日 ～ 令和10年　7月　6日
委員	田中　滿公子	1期	令和3年　8月　2日 ～　令和7年　8月　1日
委員	古川　知子	1期	令和3年　9月　9日 ～　令和7年　9月　8日
委員	中野　澄	1期	令和6年　3月　11日 ～ 令和10年　3月 10日

②所管事務の管理状況（令和6年4月1日現在）

教育長
・教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

教育監兼教育部長
・教育長を補佐する。
・事務を掌理し、事務局を指揮監督する。

教育部次長兼教育総務課長事務取扱
・部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

教育部

教育総務課

・教育委員会の会議及び委員に関すること。
・教育表彰に関すること。
・教育施策の総合調整に関すること。
・教育行政の相談に関すること。
・事務局の予算及び決算に関すること。
・例規の制定改廃及び付議議案その他重要な文書の審査に関すること。
・学校の物品の調達に関すること。
・学校の設置・廃止及び統廃合に関すること。
・通学区域の設定及び変更に関すること。
・学校の環境整備に関すること。
・教育施設の営繕に関すること。
・学校の建築計画に関すること。
・教育財産の管理に関すること。
・学校の目的外使用に関すること。
・共催、後援名義及び賞状交付に関すること。
・奨学資金に関すること。　他

学校教育課

・教職員の定数配置及び組織に関すること。
・教職員の人事及び給与に関すること。
・教職員の免許状に関すること。
・教科用図書の採択及び学校における教材の選定に係る指導に関すること。
・児童及び生徒の学力調査に関すること。
・支援教育に関すること。
・生徒指導に関すること。
・学籍及び適正就学に係る事務に関すること。
・就学奨励に関すること。　他

保健給食課

・学校保健の企画及び指導に関すること。
・児童、生徒及び教職員の保健衛生に関すること。
・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
・学校の管理下における事故に係る災害共済給付に関すること。
・児童及び生徒の交通安全に関すること。
・学校給食に関すること。　他

守口市教育センター

・教育の専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
・教職員の研修に関すること。
・教育資料の作成、収集、保管及び利用に関すること。
・教育相談に関すること。
・教科用図書の展示及び保管に関すること。 他

＜公立学校数＞

小 学 校	中 学 校	義務教育学校
12校	7校	1校

○ 地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を守口市市民生活部の職員に補助執行（※1）させています。
本報告書においても、基本方針5の項目を担当しています。

＜市長部局＞

市民生活部長

市民生活部

コミュニティ推進課
・青少年の健全育成に関すること。

生涯学習・スポーツ振興課
・社会教育に関すること（コミュニティ推進課の所管事務を除く。）。
・文化財の保護に関すること。
・学校施設の目的外使用に関すること（教育総務課の所管事務を除く。）。

○「地方自治法」（抜粋）
（事務の委任等）
第180条の7　普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

※1　【補助執行】：自らの権限に属する事務の執行にあたり、職員等をして内部的に補助させること。
権限の配分に変更を加えることなく、内部的に処理させるための方法であり、対外的には自らの名において事務が執行されることとなる。そのため、補助執行者の名が表示されることはなく、自らする行為としての効果を生じ、その責任も自らに帰属する。

（3）教育委員会会議の開催状況及び審議案件

教育委員会会議は月に1回開催（定例会）、必要に応じて臨時会を開催。

（令和6年度・・・定例会12回　臨時会1回）

開催日程		審議案件
令和6年	4月22日　定例会	令和6年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦について 守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（案）について 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について
	5月31日　定例会	守口市立図書館指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例案についての意見 守口小学校建設工事請負契約の締結についての意見 学習用タブレット端末等調達契約の締結についての意見 令和7年度使用中学校教科用図書調査員の推薦について
	6月24日　定例会	令和6年度実施　公立小・中・義務教育学校　校長・教頭・指導主事等選考の一次選考推薦者について 下島小学校解体工事請負契約の締結についての意見
	7月29日　定例会	令和7年度使用小学校教科用図書の採択について 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について 令和7年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について 令和6年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果の取扱い（案）について 守口市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について 守口市立図書館運営方針（改訂版）（案）について 令和6年度実施　公立小・中・義務教育学校　校長・教頭・指導主事等選考等の一次選考推薦者の変更について

開催日程		審議案件
令和６年	8月23日　定例会	守口市立中学校等給食実施方針検討委員会条例案 令和6年度教育費補正予算案についての意見 教育財産の取得について 令和5年度対象　教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について 守口市教育委員会事務局職員の処分について
	9月27日　定例会	令和6年度教育委員会表彰について 今後の小学校等の水泳指導の在り方について(案) 令和6年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ(小学生すくすくテスト)における守口市の結果概要について 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について
	10月11日 定例会	令和7年度小学生すくすくウォッチへの参加について 守口市立中学校等給食実施方針検討委員会委員の任命及び委嘱について 守口市立中学校等給食実施方針検討委員会に係る諮問案について 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について
	11月25日 定例会	令和6年度教育費補正予算案についての意見 八雲中学校区義務教育学校の校名について 守口市教育委員会学校提案型人材育成事業について 守口市立図書館及び大日公園指定管理者の指定についての意見 令和6年度守口市教育委員会表彰について
	12月13日 定例会	議案なし

開催日程		審議案件
令和7年	1月17日　定例会	守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見 令和7年度　ICT活用による子どもの体力向上事業(小学校3・4年生スポーツテスト)への参加について 令和7年度　全国学力・学習状況調査への参加について
	2月3日　定例会	守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案についての意見 令和6年度教育費補正予算案についての意見 令和7年度　教育に関する予算についての意見案 守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る訴えの提起についての意見 令和7年度　守口市立学校長等任命の内申案について(秘密会) 「守口市こども計画(案)」について
	3月4日　臨時会	令和6年度教育費補正予算案についての意見 守口市立中学校等給食実施方針(案)について
	3月28日　定例会	守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案 守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案 守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 守口市教育委員会事務局職員の人事異動(案)について 守口市社会教育委員の委嘱について 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について

(4)教育委員会の決算

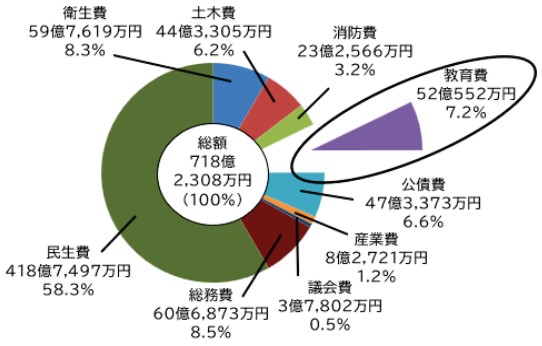
一般会計における過去5年間の決算総額と教育費の割合の推移

（令和2年度～令和5年度は決算額、令和6年度は決算見込み額）

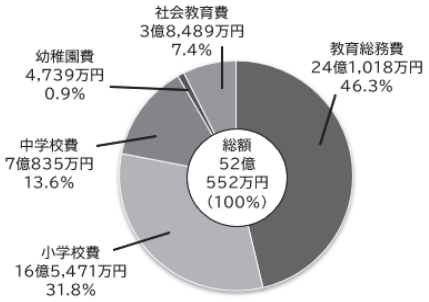
	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（決算）	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込み）
教育費	82億9,899万円	24億4，496万円	34億6,189万円	52億　552万円	59億6,963万円
教育費以外※1	749億　214万円	689億8,966万円	693億5,543万円	666億1,756万円	694億　981万円
総額	832億　113万円	714億3,462万円	728億1,732万円	718億2,308万円	753億7，944万円

※1　議会費、総務費、民生費、衛生費、産業費、土木費、消防費、公債費の合計額

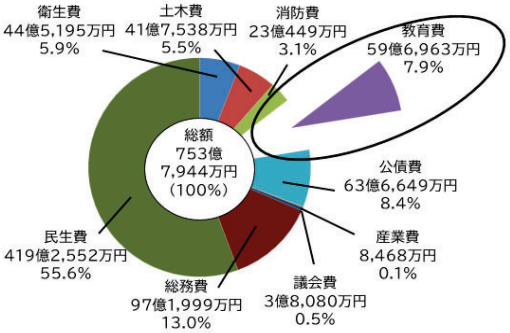
令和5年度一般会計決算の目的別内訳



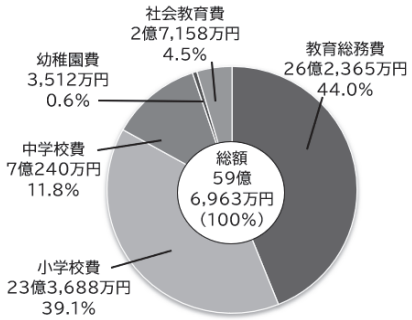
令和5年度教育費決算の目的別内訳



令和6年度一般会計決算(見込み)の目的別内訳



令和6年度教育費決算(見込み)の目的別内



※令和6年度教育費決算(見込み)金額増減額の主な理由

①教育総務費	
	○学校施設整備基金積立金の増加。
②小学校費	
	○守口小学校建設建設工事費用の増加。 ○下島小学校・下島公園解体工事費用の増加。 ○八雲中学校区における義務教育学校建設設計等業務委託料の増加。 ○さくら小学校における校舎増築工事実施設計等業務委託の増加。
③中学校費	
	○屋内運動場空調設置及びLED化工事費用の減少。 ○下島小学校・下島公園解体工事費用の増加。 ○大久保中学校体育館床改修工事費用の増加。
④社会教育費	
	○守口市立図書館多目的ホール照明改修工事費用の減少。 ○守口市立図書館空調改修工事費用の減少。

（5）自己評価の基準について

※令和7年度末の目標に対する令和6年度末時点の評価です。

令和6年度実績の達成状況を示す記号（◎、〇、△、×）を記載

◎	目標達成	令和6年度実績が目標値を大きく上回る（120%以上）
〇		令和6年度実績が目標値に到達
△	目標未達成	令和6年度実績が目標値に未達（令和5年度実績値同程度±5%）
×		令和6年度実績が目標値を下回る（令和5年度実績値未満）

【令和6年度達成状況に関する補足】

・目標の上限（例：100%）に到達している場合は、到達していれば◎とする

・計画策定時、実績が無いもので目標値に未達の場合は△とする

・100%を維持する等としている目標は、100%の場合は◎、下回った場合は×の2段階評価

・計画策定時より増加（減少）させるとしている目標は、計画策定時実績を起点とし、120%以上増加（減少）していれば◎、目標値に到達していれば〇、計画策定時実績から変化がなければ△、目標とは逆に減少（増加）していれば×

Ⅱ 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育 基本方針 1	命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

方針目標

児童生徒の命を守る取組みは、何よりも大切です。また、児童生徒が自他をかけがえのない存在として認識し、命を守る行動ができるようになることも重要です。その土台となる心と体をつくるため、すべての児童生徒の健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。

重点項目1	健康・体力づくりの充実

児童生徒の健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を図るために、R－PDCAサイクルによる「体力向上アクションプラン」に基づき、体育科授業や運動機会の充実など、学校の教育活動全体を通して健康の保持増進及び体力の向上を図ります。また、家庭・地域と連携し日常における実践を通して、食習慣・運動習慣などの生活習慣の改善に取り組みます。

（取組み）

① 運動の楽しさや大切さを感じ、自ら進んで運動する子どもの育成
② 健康を保持・増進する生活習慣づくり

重点項目2	安全・安心な環境づくりの推進

災害及び万が一の事件、食物アレルギー等の事故や感染症に対応できるよう、学校の危機管理体制を充実します。学校の内外を問わず児童生徒の安全を確保するため、発達段階に応じた安全教育を推進します。また、学校施設等の安全点検や児童生徒の見守りなど、保護者や地域、関係諸団体の協力を得て、地域と一体となり、学校の安全管理体制を確立します。

（取組み）

① 自他の安全を守ることができる子どもの育成
② 教職員の安全に関する意識・対応能力の向上
③ 安全確保に向けた家庭・地域・関係機関との連携
④ 安全・安心な学校給食の提供

<table>
<tr><th colspan="4">重点項目1</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td colspan="4">健康・体力づくりの充実</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>取組み①</td><td colspan="4">運動の楽しさや大切さを感じ、自ら進んで運動する子どもの育成</td></tr>
<tr><td>目標</td><td colspan="4">「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好き」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国体力・運動能力・運動習慣等調査、学期末アンケート）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">令和6年度末時点</td><td colspan="2"></td><td>全国　（R5）</td><td>守口　（R5）</td><td>自己評価</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小学校</td><td>男子</td><td>93.2%（92.9%）</td><td>91.4%（92.1%）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>女子</td><td>86.2%（85.7%）</td><td>84.2%（82.2%）</td><td>△</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中学校</td><td>男子</td><td>90.6%（89.4%）</td><td>89.0%（87.1%）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>女子</td><td>76.9%（76.5%）</td><td>68.1%（72.6%）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>取り組んだ内容
及び実績に対する評価</td><td colspan="4">● 肯定的な回答が高かった学校では、マットを常時設置し、遊びの中で体を動かすことができる環境を設定した。
● 全市立学校で、運動行事や運動月間等の取組みを組み合わせ、年間を通じて児童生徒が目標をもって運動する機会を設けた。
● 府の事業を活用し、出前授業として児童生徒が運動やスポーツの魅力に触れる機会を設定した。
① オリンピアンパラリンピアン派遣事業（※1）（寺方南小：アーティスティックスイミング　橘 雅子氏）
② トップアスリートふれあい事業（※2）（守口小：大阪エヴェッサ≪チアダンス≫）
③ めっちゃWAKUWAKU体育応援事業（※3）（さつき学園：井村アーティスティックスイミングクラブ）
● 全中学校等において、守口市立中学校の部活動の方針（R1.5月）に則った部活動を実施した。
● 地域団体による休日の部活動指導や近隣大学陸上部の学生による駅伝の指導など、児童生徒がスポーツ活動に親しむ機会の確保に努めた学校の割合が70%だった。</td></tr>
<tr><td>改善点</td><td colspan="4">● 中学女子については、結果が低下傾向にあるものの、「できるようになると楽しい」と回答した割合は94.4%高く、運動に対する前向きな意識がうかがえることから、例えばスポーツテストに取り組む際には、個々の昨年度の記録を提示し、目標設定の時間を設け、練習方法を自分で考えるなど、個別最適な学びに繋がる授業改善を進める。
● 児童生徒が様々なスポーツに触れ、日常的に運動の楽しさや魅力を感じられるよう、以下のような取組みを継続・強化する。
① 府の事業（オリンピアン・パラリンピアン派遣事業）を引き続き活用し、スポーツへの関心を高める機会を提供する。
② トップアスリートふれあい事業など、専門性のある外部人材の活用を促進し、質の高い学びを実現する。
③「学校部活動以外で中学生も参加できる！スポーツ・文化活動団体（※4）」リストの登録数増加に向けて、地域団体への働きかけを行い、運動を楽しむ機会の拡充を図る。</td></tr>
</table>

取組み②	健康を保持・増進する生活習慣づくり
目標	「朝食は毎日食べる（学校が休みの日も含む）」「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツは大切なものである」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国体力・運動能力・運動習慣等調査、学期末アンケート）

令和6年度末時点				全国　（R5）	守口　（R5）	自己評価
	朝食	小学校	男子	81.3%（80.8%）	73.5%（74.3%）	△
			女子	79.5%（79.4%）	71.6%（72.5%）	△
		中学校	男子	81.6%（79.9%）	76.7%（77.0%）	△
			女子	74.4%（72.7%）	68.4%（70.3%）	△
	運動	小学校	男子	93.8%（93.8%）	92.8%（90.8%）	△
			女子	90.4%（90.4%）	87.1%（88.1%）	△
		中学校	男子	92.9%（92.0%）	90.1%（90.4%）	△
			女子	85.5%（85.1%）	81.5%（86.0%）	△

取り組んだ内容及び実績に対する評価	● 各校の実情に応じて、自己点検カード（※5）を活用し、長期休業中の生活習慣を自分で計画・点検する取組みを行うとともに、個人懇談を実施し、保護者への聞き取りによる児童生徒の生活状況の把握に努めた。 ● 全市立学校で、食に関する指導の全体計画に基づき、食事の重要性や望ましい食生活、食材や食文化等について、発達段階に応じた食育を推進しているが、R5より数値が下回っている。 ● 運動習慣の重要性を児童生徒の発達段階に合わせて担任や教科担任が指導した。 ● 保健だよりや授業を通して、運動の重要性や効能を指導しているが、中学女子がR5の数値より4.5ポイント下回った。
改善点	● 保護者に保健だよりや食育だよりを通して、朝食喫食の重要性についての理解と協力を求めていく。 ● 生活の基盤となる、運動・食事・休養・睡眠に気をつけた生活を送るために、今後も自己点検カードの活用を継続して児童生徒が調和のとれた生活を心がける取組みを推進する。 ● 食に関する指導の全体計画及び年間計画に基づき、栄養教諭等と教科担当が連携して授業を行い、教科と食との繋がりを指導する取組みを推進する。 （例）小学校3年国語科「すがたをかえるだいず」や中学校1年社会科「世界各地の衣食住とその変化」などの単元を活用した栄養教諭等の参画→給食指導における食に関する指導 （例）給食主担者会で共有されている栄養教諭部会作成の給食日めくりカレンダーや三食献立表を活用した、食材や食文化・食事マナー等を意識した指導実践→校内環境の整備や保護者・地域へ学校の食育指導の内容を周知するために積極的に情報発信を行う。

学識経験者の意見	【取組み①】 ● 「運動の楽しさや大切さを感じ、自ら進んで運動する子どもの育成」について、様々なイベントが学校等で実施されており、子どもたちの運動に対する意欲を高めることに繋がったのではないかと思われる。運動を心から楽しい、大切であると感じるためには、継続的な運動経験が必要であると考えられる。学校でのマットを常時設置する取組みが例示されているが、このような学校での取組みが広がることが、今後は重要かと感じた。 ● 中学校女子において「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好き」と回答した割合が高いが、改善点にあるような本人たちが目標や方法のみならず、運動することの意味について考える機会を提供することを通じて、女子に限らず、自ら進んで運動する子どもたちの育成に繋がる場合もあると思われる。 【取組み②】 ● 「運動やスポーツは大切である」と思う気持ちを育むことも、日常の運動経験に密接に関連していると考えられる。今年度実施された自己点検カードの活用は、自らの生活を振り返る上で非常に重要な取組みかと感じた。今後、このようなカードを活用し計画を立てたり、計画をもとに振り返ったりする活動が学校で充実していくことを期待する。 ● 「朝食は毎日食べる（学校が休みの日も含む）」の数値が全体的に低いことは、学校における児童生徒の授業への取り組みにも影響しかねないものだと思われる。改善点にある朝食喫食に関する保護者の理解や協力では、睡眠時間の確保や夜間のSNS、ゲーム使用の問題についても強調して確認しておくことが重要であると思われる。

No.	注釈
1	【オリンピアンパラリンピアン派遣事業】 大阪府の生涯スポーツ振興事業で、オリンピック・パラリンピック出場経験者による実技指導や講話を通じて、スポーツの楽しさや感動を子どもたちに伝え、スポーツを楽しむ心身の育成、スポーツに対する関心の向上を目的とした取組。
2	【トップアスリートふれあい派遣事業】 大阪府のスポーツ振興グループの事業で、大阪スポーツコミッション構成チーム並びに協力団体所属のトップアスリートを派遣し、直接的なふれあいを通じて、児童がスポーツの楽しさを共有し、運動・スポーツに親しむ習慣を身につけることを目的とした取組。
3	【めっちゃWAKUWAKU体育応援事業】 子どもたちが体を動かすことに興味を持ち、楽しく運動をしながら運動量も確保する授業づくりや指導方法について学び、体育科における教員の指導力向上を目的とした事業。対象種目は、水泳・ダンス・マット運動がある。
4	【学校部活動以外で中学生も参加できる！スポーツ・文化活動団体】 守口市の中学生がスポーツ・文化活動に親しむ機会を持つことを目的とした守口市内のスポーツ・文化活動団体。現在【令和7年3月時点】9団体が登録
5	【自己点検カード】 市内各校で作成している持ち物や宿題の確認を行うための個人カード、各校で様式は異なる。

<table>
<tr><th colspan="3">重点項目2</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td colspan="3">安全・安心な環境づくりの推進</td><td>学校教育課
保健給食課</td></tr>
<tr><th>取組み①</th><td colspan="3">自他の安全を守ることができる子どもの育成</td></tr>
<tr><th>目標</th><td colspan="3">「日常生活における危険を予測し、自他の安全のために主体的に行動できる」と肯定的に回答する中学生時点の割合を100%にする。(学期末アンケート)※新設項目のためR5数値なし</td></tr>
<tr><th rowspan="3">令和6年度末時点</th><td></td><td>守口</td><td>自己評価</td></tr>
<tr><td>小学校</td><td>79.7%</td><td>△</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>77.3%</td><td>△</td></tr>
<tr><th>取り組んだ内容
及び実績に対する評価</th><td colspan="3">● 目標値には至らないものの、中学生の8割近くが「自他のために主体的に行動できる」と肯定的に回答しており一定の安全意識が根付いている。以下に記載の小学校段階からの体験的な活動の取組みによる成果と捉えている。
● 避難訓練計画を作成し、災害時に備えた防災学習を全市立学校で行った。また、児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、全市立学校において避難訓練を2回以上実施した。
● 発達段階に応じた防災教育に関して、市作成の「子ども安全・安心マップ(※1)」や「防災ハザードマップ」等の周知を行い、活用している学校が90%(20校中18校)となった。
● 全市立学校において、守口警察と連携した自転車安全教室や交通安全教室を行った。また、長期休業前に交通安全についての注意喚起を行った。
● 手洗いや配膳時の衛生管理、食事中のマナーなど、学校給食の安全安心を確保するための指導を継続的に実施した。
● 全市立中学校等において、保健体育の授業でAEDの使用の仕方、心肺蘇生法等の応急手当の学習を行った。</td></tr>
<tr><th>改善点</th><td colspan="3">● 安全教育の目標は、全員が自他の安全を守る行動がとれることであるため継続して100%をめざす取り組みが必要である。
● 各校の防災教育に関して子どもたちが自他ともに危機意識を高めるような避難訓練の取組みを推進する。(例:地震発生を想定した訓練において、地震発生時を休み時間にする。訓練時の消防署員の講話など)
● 「子ども安全・安心マップ」を活用していない学校は校区の防災マップを活用していることから、併用して活用するよう校長会等で周知する。
● 避難訓練実施による避難方法だけでなく、防災に備える取組みを推進し、日常からいのちを守る意識を醸成していく。</td></tr>
</table>

取組み②	教職員の安全に関する意識・対応能力の向上	
目標	「危険等から児童生徒の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動をとることができる」と回答する教員の割合を100%にする。(学期末アンケート)※新設項目のためR5数値なし	
令和6年度末時点	99.7%	**自己評価** △
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 99.7%の教員が肯定的な回答をしていることから、研修・マニュアル・訓練等の取組みが機能している。 ● 全市立学校で火災や地震、風水害、不審者侵入を想定した避難訓練を年間3回程度、計画的に実施した。 ● 全市立学校において教職員の安全に関する意識・対応能力の向上のため、AEDの使用も含めた救急救命法の教職員研修を実施した。また、教員だけでなく生徒に周知するよう校長会で依頼した。 ● 全市立学校において「食物アレルギー疾患対応マニュアル」「異物混入対応マニュアル」の校内研修を実施した。 ● 教職員の安全に関する意識・対応能力の向上のため、学校施設・設備の安全点検を定期的に実施した。 ● 不審者情報を学校と教育委員会が共有しながら事案対応に取り組んだ。	
改善点	● 0.3%の教員が的確な判断や行動に不安を感じている。0.3%を重く受け止め、どこに要因があるのか検証し、全教職員が自信をもって的確な判断や行動がとれるよう、100%に至らない学校に対し、指導・助言していく。 ● 火災や地震、風水害、不審者侵入を想定した避難訓練を計画的に実施する。その際、授業中のみならず、休み時間や登下校時など、授業中以外で生起する場面を想定した訓練を実施する。 ● 各校において「危機管理マニュアル」及び「防災マニュアル」の検証・改善が継続的に行われ、教職員が学校の危機管理体制と危機管理について定期的に考える機会を持つよう校長会等で周知していく。	

取組み③	安全確保に向けた家庭・地域・関係機関との連携	
目標	児童生徒の生命や身体の安全を守るため、家庭・地域と連携した安全対策を講じている学校の割合100%を維持する。	
令和6年度末時点	100%	**自己評価** ◎
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 全市立学校で、通学路交通安全プログラムに基づき、家庭・地域・関係機関と連携した登下校の見守りや通学路の安全点検などの安全対策を実施した。 ● 全市立小学校等において年1回、家庭・地域・関係機関と連携した「子どもを守る防犯声かけパトロール(※2)」を実施した。 ● 青色防犯パトロール団体に対して、校区不審者情報時にはパトロール要請を行った。 ● 大阪880万訓練時に安全対策の講話と防災訓練の意義を指導した。(八雲中:校区の消防団と全校生徒で行う防災学習を合同実施) ● 市内で不審者情報等が入った際には、学校家庭間デジタル連絡ツール(※3)を活用するなど速やかに家庭・地域・関係機関と情報を共有した。	
改善点	● 家庭や地域に関係機関との連携を図るため、小学校等では「子どもを守る防犯声かけパトロール」の継続して実施。また中学校区では、学校運営協議会を中心に合同避難訓練の実施などの取組みを進める。	

取組み④	安全・安心な学校給食の提供	
目標	学校給食における食中毒及び危険異物混入による被害ゼロ件を維持する。	
令和6年度末時点	0件	**自己評価** ◎
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 学校給食法(昭和29年法律第160号)第9条に位置づけられる「学校給食衛生管理基準」等に基づき、HACCP(※4)の考え方を取り入れ、給食物資の納入業者及び製造業者に対する市管理栄養士等による現地確認や、保健所の衛生監視の実態把握を実施するとともに、市管理栄養士等による給食調理現場の検査を実施した。 ● 異物混入の対応にあたっては、「異物混入対応マニュアル」に基づく対応を徹底した。 ● 食物アレルギー疾患の対応にあたっては、教職員向け研修を実施しつつ、「食物アレルギー疾患対応マニュアル」に基づく対応を徹底した。 上記により、食中毒及び危険異物混入による被害ゼロ件を達成した。	
改善点	● 令和7年度以降も、引き続き取組みを継続し、目標の達成に努める。	

学識経験者の意見	【取組み①】 ●「自他の安全を守ることができる子どもの育成」は、非常に重要な取組みである。児童生徒のこれらの認識を高めていくことが学校教育の大きな役割であると感じる。今回の調査では、目標値に至らなかったことから、これまでの取組みを見直しつつ、児童生徒が体験を伴いながら、安全について考えることができる新たな授業・単元の構築が必要であるように感じた。 【取組み③】 ●「子どもを守る防犯声かけパトロール」をはじめ、すでになされている取組みのほか、学校・家庭間デジタル連絡ツールの積極的な活用なども期待される。子どもが事件や事故に巻き込まれやすい場所や状況を、地域の具体性とともに分析した上で、継続的に対応策を講じることができるようにする必要がある。

No.	注釈
1	【子ども安全・安心マップ】 子どもたちを災害その他、身の周りの危険から守るため、子どもたちが危険を事前に察知したり、災害発生時にどう行動すればよいかあらかじめ学習させたりしておくことを目的に防犯、防災に役立つ守口市作成の小冊子。
2	【子どもを守る防犯声かけパトロール】 守口警察と地域の防犯委員と学校が連携して校区パトロールの取組み。
3	【学校・家庭間デジタル連絡ツール】 学校と保護者の間で連絡事項や情報共有を円滑に行うためのデジタルツール。主にスマートフォンやパソコンを通じて、欠席連絡、行事予定、緊急連絡などをやり取りできる機能を備えている。
4	【HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)】 食品の安全性を保証する衛生管理の手法の一つで、原材料の生産から調理されて喫食者の口に入るまでの各段階で発生すると考えられる危害(ハザード)を科学的に分析し、その危害発生を防止できるポイントを定め、これを重点的に管理することで安全性を確保するという手法。

学校教育 基本方針 2	学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

方針目標

児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々と協働することができるよう資質・能力の育成をめざします。

重点項目3	授業改善の推進

児童生徒の資質・能力の育成に向け、学習用タブレット端末等のICT機器やクラウド環境の活用を前提とし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。

また、教科等を横断して、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力）や非認知能力を育成するための活動を充実します。

（取組み）

① 自ら学びに向かう子どもの育成
② すべての子どもたちにとって「わかる・できる・探究する」ことをめざす授業づくり
③ ICT（学習用タブレット端末とクラウド）の活用を前提とした授業づくり
④ 情報モラル教育の充実
⑤ 夜間学級における学びの保障

重点項目4	自立した学習者の育成

学習用タブレット端末等のICT機器やクラウド環境を効果的に活用し、授業と授業以外での学びに連続性を持たせ、基礎的・基本的な内容と探究的・発展的な内容のバランスをとるなど、家庭学習課題（宿題）を工夫し、自己調整しながら学ぶ力を育成します。また、日常的に本を読んだり、学習において学校図書館などを活用したりする習慣を確立します。

（取組み）

① 家庭学習習慣の定着
② 読書習慣の定着

重点項目5	支援教育の充実

障がいのある児童生徒が、その可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるように、きめ細やかな教育を推進します。

その際、すべての児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や配慮について全教職員が十分に認識し、校内における支援体制を構築することで支援を要する児童生徒への効果的な指導を行います。

（取組み）

① 個に応じた支援の充実
② 支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上

重点項目3	担当課
授業改善の推進	学校教育課 教育センター

取組み①	自ら学びに向かう子どもの育成		
目標	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と肯定的に回答する児童生徒の割合を90%以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート)		
令和6年度末時点		守口　(R5)	自己評価
	小学校	82.6% (86.2%)	△
	中学校	83.3% (87.3%)	△
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	●「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と肯定的に回答する児童生徒の割合が高い学校では91.4%、低い学校では73.7%とひらきがある。 ●方策とした「授業のめあてを明確に示し、めあてに沿った表現する場面を設定していますか」で肯定的に回答する教員は97.5%となり、目標として設定した児童生徒の認識と教員の意識に10ポイント以上の差がある。 ●学力向上推進教員担当者会(※1)を原則週1回【年間40回】開催し、学力向上に係る情報共有や授業の進め方、ICT活用の好事例について共有を行った。好事例について学力向上推進教員から各校教員に紹介した。		
改善点	●児童生徒が主体的に学習に取り組めるよう、授業での効果的なめあての提示および振り返りの時間の設定など、授業の工夫に関する好事例を全市立学校で共有し、授業改善に取り組む。 ●授業改善に取り組む意識の向上と授業の好事例を共有する具体的な方策として、R7年度から以下の3点に取り組む。 ① 全市立学校で年2回以上の公開授業を実施 ② 1年間を前期と後期の2回に分け、各校の研修の進捗に合わせた適切な時期を設定 ③ ②のうち1回は市内の課題に応じた内容での公開、もう1回は中学校区の課題に応じた内容での公開とする		

取組み②	すべての子どもたちにとって「わかる・できる・探究する」ことをめざす授業づくり		
目標	「授業がよくわかる」と肯定的に回答する割合を小90%以上、中80%以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート)		
令和6年度末時点		守口　(R5)	自己評価
	小学校	90.7% (88.4%)	○
	中学校	81.1% (77.2%)	○
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	●各校の学力向上推進教員を対象とした学力向上推進教員担当者会で授業づくりの好事例を共有している。 ●教員アンケートの「授業のユニバーサルデザインの3つの視点を取り入れた授業づくりを進めていますか」の達成状況は93%で、すべての児童生徒が「わかる・できる」と実感できるよう、「授業のユニバーサルデザイン」(※2)の3つの視点「焦点化」「共有化」「視覚化」を取り入れた授業づくりを組織的に進めることができた。 ●「児童生徒一人ひとりの状況を把握・分析し、個に応じた指導をしていますか」の教員の達成状況が80.6%だった。		
改善点	●今後も、「授業のユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた授業づくりに継続して取り組み、好事例を市内で共有を行い、通常の授業改善に繋げていく。 ●全国学力・学習状況調査等の結果を活用し、児童生徒一人ひとりの状況把握や分析を行い、個別最適な指導に繋げて、すべての児童生徒にわかるを実感できるような授業展開を進めていく。 ●授業のユニバーサルデザインの視点と具体の授業場面を記入して活用するリーフレット「『めざす授業』にむけた3つの観点」を作成し、全市立学校で共有しながら授業改善の取組みを進めていく。		

取組み③	ICT（学習用タブレット端末とクラウド）の活用を前提とした授業づくり		
目標	「授業で、PC・タブレットなどのICT機器を毎日利用した」と回答する児童生徒の割合を80%以上にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート）		
令和6年度末時点		守口　（R5）	自己評価
	小学校	61.1%（25.3%）	△
	中学校	57.9%（26.3%）	△
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	●R5と比較すると大幅に向上し、まとめの場面でのICT活用率は向上した。（R5：47.6%→R6：59.5%）また、タブレット等を「毎日利用」の割合は80%を達成する学校が4校あるものの、30%台の学校もあり、二極化していることから、活用の少ない学校の底上げをしていく必要がある。 ●児童生徒間でコミュニケーションを取りながら、課題解決していくことやまとめなどの表現活動に利用することは、学習者用端末でのクラウド活用と親和性が高いため、クラウド利用の推進を図り、活用事例についても研究指定校の取組みを中心に発信・共有した。 ●発達段階に応じた系統表（※3）（市作成、大阪府情報活用能力ステップシート（※4）等も参考に各校でも作成）を活用し系統的な指導を行い、各学校9年間の学びを意識して授業改善を行った。 ●授業と研修、校務は相似形という発信を行い、研修会でもクラウドを前提にしたデザインも取り入れるなどの工夫を行った。		
改善点	●ICT機器の活用は進んでいるものの、学校によって取り組みの進み具合や活用の場面に違いが見られる。 ●特に「調べる」といった使い方に偏る傾向があり、学びの深まりや協働的な活動に繋がりにくい場面もあるので、児童生徒の活用が進んでいる学校の取組み、例えば、共同編集ツールを活用し、同時に資料を作成しながら学習課題を解決したり、たくさんの意見を参照して自分の答えを深めたりするなどの取組みを、校長会や教頭会、Teamsを活用して発信する。 ●ある中学校区では、毎日利用した割合が、小学校では83.6%、中学校では35.0%のように活用に差が見られたことから、大阪府ステップシートを活用し、9年間の系統的な学びを見通した授業改善を進められるよう、指導助言を行う。 ●校内研修等でICT活用の工夫を共有できるよう支援する。		

取組み④	情報モラル教育の充実		
目標	「iPad の使い方について、学校やお家でルールを守って使うことができたと思う」と回答する児童生徒の割合を100%にする。（iPad 活用についてのアンケート）		
令和6年度末時点		守口　（R5）	自己評価
	小学校	92.6%（91.5%）	△
	中学校	95.3%（95.2%）	△
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	●夏季教職員研修において情報モラル教育に係る研修を1回実施し、児童生徒の情報活用能力（情報モラル含む）の育成に向けた指導力向上に取り組んだ。 ●学習用タブレット端末の正しい使い方について、年度初めに保護者通知を行うとともに、市HP内にて教材等の発信を行った。 ●各校の学校教育計画に情報モラルに関する内容を位置づけ、日常的に授業において取り扱うほか、警察やNTT等と連携した出前授業を実施した。 ●学習用タブレット端末のフィルタリング機能により、見守り通知があった際は、学校と連携し児童生徒への声掛け・見守りを行った。 ●端末利用に関するガイドラインを示し、9割を超える児童生徒がiPadの使用ルールを守ることができている。		
改善点	●教職員間で情報モラル指導に関する理解や実践力に差が見られたため、夏季研修や情報教育担当者会、Teamsを活用した情報提供を通じて指導力の底上げを図る。 ●児童生徒がiPadの活用について振り返る機会が十分に確保されていないことから、情報モラルに関するチェックシートを作成・活用し、児童生徒及び教職員が定期的に自己点検を行える体制を整える。 ●児童生徒の主体的な話し合い活動などを通して、情報技術の活用や適切な取り扱い、特性の理解などができるような情報活用能力の育成を図るための教育内容の充実を図る。 ●情報技術の急速な進展に対応するため、AIやクラウドサービスなど最新の技術動向を踏まえた教材の更新や教職員研修の内容の見直しを行い、教育内容の充実を図る。		

取組み⑤	夜間学級における学びの保障	
目標	年度末に作成する文集「まなび」において、生徒が学びに対する思いなどを表現することができる。	
令和6年度末時点	予定どおり文集「まなび」を作成	**自己評価** ◎
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 多様な生徒の学びに対応するため、府の加配教員を活用し各教科の単元によって習熟度別指導を行うなど、個に応じたきめ細やかな指導を推進した。 ● 生徒が自分の思いを言葉にする機会等の充実に向け、文部科学省委託事業の「児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた研究調査」に取り組んだ。 ● 生徒一人ひとりに合った学びを推進するため、府の加配教員や日本語指導員の配置について大阪府に要望した。	
改善点	● 生徒のニーズにあった学びの実現に向けた個に応じた指導を進められるよう、加配教員や日本語指導員の配置継続に向け府に要望していく。 ● 生徒が自分の思いを言葉にする機会等の充実に向け、引き続き、文部科学省委託事業の「児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた研究調査」を活用する。	

学識経験者の意見	● 児童生徒が主体的に授業に取り組めるよう、授業の導入場面でめあてを考えさせるなどの授業を工夫することは非常に重要なことであり、この点について継続的に取り組んでいただきたい。加えて、めあてを考えるだけでなく、児童生徒が学習計画を立て、自らの学習の見通しを明確にすることが主体的な学びの実現に繋がると考えられる。主体的に学習に取り組む態度の評価は、粘り強く取り組む態度と、自ら学習を調整する態度の2側面で評価を行うことになっている。それらを見取っていくには、学習の計画や振り返りを教師がきっちりと見取ることができる授業を実施し、主体的に学ぶということがどのように学ぶことなのかを指導していくことが重要ではないかと考える。 【取組み③】 ● 「ICTの活用を前提とした授業づくり」について活用率が向上していることから教員の授業改善が進んでいると考えられる。児童生徒が情報を「集める」「調べる」だけでなく、ICTを活用してまとめたり伝えたりする授業が今後さらに行われていくことを期待する。また、取組み①とも繋がるが、ICTを活用して学習計画表等を作成し、児童生徒が主体的に自らの予定管理を行うようにすれば、ICTの効果的な活用がさらに進むと考えられる。 【取組み④】 ● 情報モラル教育に関して、学校教育用に使われるiPadのみならず、私的に使っているスマートフォンやタブレットにおいても応用・活用されているのかという点についても考慮していく必要がある。 【取組み⑤】 ● プライバシーに配慮しながら「まなび」のうち、広く市民に共有してもよい内容については、様々な媒体を通じて発信することで、夜間学級で学ぶ生徒たちの励みとなるとともに、結果として夜間学級での学びの保障に繋がる可能性があることも視野にいれると良い。

No.	注釈
1	【学力向上推進教員担当者会】 全市立学校に配置する学力向上にかかる教育活動全体をコーディネートする担当者(「学力向上推進教員」)による原則週1回の会議。
2	【「授業のユニバーサルデザイン(UD)」】 授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての児童生徒が、楽しく「分かる・できる」授業づくり。以下は焦点化・視覚化・共有化の一例。 焦点化:単元の目標を踏まえ、本時の目標を明確にする。 視覚化:イメージがしにくい図表や児童生徒の発言、注目すべきところがわかるような強調表示などを行う。 共有化:一人一人の気づきや疑問を意識的に共有すること。
3	【系統表】 学習内容が系統的に積み重なるよう示した学びの道筋の目安。
4	【大阪府情報活用能力ステップシート】 令和4年度に大阪府で示された情報活用能力の発達段階に応じた到達目標と指導の目安を示したもの。

重点項目4	担当課
自立した学習者の育成	学校教育課

取組み①	家庭学習習慣の定着			
目標	「家で自分で計画を立てて勉強している（学校の授業の予習や復習を含む）」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート）			
令和6年度末時点		全国 （R6数値なし）	守口市 （R5）	自己評価
	小学校	70.7%	68.9%（65.0%）	△
	中学校	55.0%	62.2%（46.8%）	○
取り組んだ内容及び実績に対する評価	●学力向上推進教員担当者会にて、ICT機器を活用した授業づくり及び情報活用能力の育成、デジタルドリル等を活用した家庭学習等について好事例を共有した。 ●市費教員や地域ボランティアの参画等による放課後学習や土曜日学習会を全市立学校で実施。 ●民間事業者による土曜日学習事業（もりスタ）を中学校等において定員を拡充の上、対象教科の国語と数学に加え、英語も実施し、小学校20回、中学校45回開催した。小学生は220名、中学生は269名の参加があった。 ●教員アンケートの「中学校区での家庭学習習慣の設定や、自己点検カード（※1）の活用などにより、児童生徒が自らめあてを持ち、計画的に学習できるようにしていますか。」において、肯定的回答は73．7%（R5なし）であった。 ●教員アンケートの「AIドリル等、クラウド環境を活用した学習課題のメリットとデメリットを校内で共有し、クラウド環境を活用した家庭学習を設定した」において、肯定的回答は64．7%（R5なし）であった。			
改善点	●小中学校ともにR5の数値より向上しているため以下の取組みを継続していく。 ●土曜日学習事業については、中学校等の定員をさらに拡充して継続し、民間事業者との連携・情報収集を深めるなどしてさらなる取組みの充実を図る。 ●クラウドを活用をした授業改善を推進し、授業と家庭学習の連携を強化することで、家庭学習の習慣化を図る。具体的には、授業の振り返りに基づくまとめ課題や、次回の内容を見据えた予習を家庭学習の一環として取り入れる。また、先進的な取り組みを行う学校を視察し、好事例の収集および研究を進める。 ●児童生徒の家庭学習習慣の定着に繋げるために、放課後学習の充実を図り、地域ボランティア人数を確保できるよう、学校運営協議会等を通じて周知する。			

取組み②	読書習慣の定着			
目標	「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり借りたりするために、月に一回以上、学校図書館や地域の図書館に行く 」と回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート）			
令和6年度末時点		全国 （R6数値なし）	守口市 （R5）	自己評価
	小学校	32.9%	39.8%（26.5%）	○
	中学校	18.5%	26.9%（32.9%）	○
取り組んだ内容及び実績に対する評価	●14名配置した司書と教職員が連携し、児童生徒にとって居心地のよい学校図書館となるよう、レイアウトや掲示物等の環境整備を各校で実施。 ●金田小学校、錦中学校において、学校図書館活用促進整備事業として、児童生徒の動線を意識した配架やレイアウトの工夫を行い、その成果を研修で全市立学校に共有した。 ●学校図書館担当教員と学校司書、図書ボランティア等が連携し、蔵書の廃棄・購入を計画的に行うとともに、図書本の配架や図書本紹介のポップを工夫する取組みを行った。 ●学校司書や図書ボランティアと協働し、全市立学校で学校図書館の常時開館を目標に取り組んだが、教職員等の目が行き届かない時間帯における安全面への不安から、昼休みや放課後の時間帯の開館にとどまっている。			
改善点	●児童生徒が必要なときにいつでも学校図書館を活用できるよう、常時開館に向けた取組を進める。そのために、既に実施している学校を視察するなどして、好事例や課題を明確化する。 ●学校図書館が「本を借りる」だけの場所ではなく、いつでも気軽に利用できる憩いの場となるよう、金田小学校、錦中学校において実施した、児童生徒の動線を意識した配架やレイアウトの工夫を全市立学校に横展開し、児童生徒が様々な本に触れる機会を増やしていく。			

学識経験者の意見	【取組み①】 ●「家庭学習習慣の定着」では、家で自分で計画を立てて勉強していると回答している中学校生徒が大きく増加し、全国平均を上回っている。計画を立てて学習を進めることは、主体的に学びを進めるという視点から、非常に重要なことであると考えられ、中学校の生徒がこのような傾向にあることは素晴らしいと感じた。これについては、教員が日常的に、授業において計画を立案させるといった学習形態が行われているのではないかと予想する。授業で計画を立てる経験をしたことが、家庭学習にも波及するということがとても大切であると考える。 ● ICT、自己点検カード、放課後学習や土曜日学習会、土曜日学習事業ほか様々な取組みのうち、最も家庭学習習慣の定着に寄与するものがどれかをさらに分析し、今後の一層の定着に必要な知見として活用することが求められている。 【取組み②】 ●「読書週間の定着」については、小学校において図書館に行く割合が増えたことがわかる。取組みとして、学校図書館を児童生徒にとって居心地の良い環境に整備したことが挙げられているが、この取組みは非常に重要であると考えられ、子どもたちが図書館に足を運びその環境に身を置くためには、環境の改善は欠かせない。今後も、子どもたちが過ごしやすい、居心地の良い学校図書館の環境改善に取り組んでほしいと感じた。 ● 朝の読書時間の確保や、読書した内容を他の児童生徒と共有するための授業展開ほか、教員自らが授業で読書の魅力を子どもたちとどこまで共有しているか、ということも関連してくるため、それら

No.	注釈
1	【自己点検カード】 児童生徒の持ち物、宿題を確認するためのもの。各校の実情にあわせた様式を使用。

重点項目5	担当課
支援教育の充実	学校教育課

取組み①	個に応じた支援の充実	
目標	障がいのある児童生徒が適切な支援を受けている割合100%を維持する 。	
令和6年度末時点	100%	自己評価 ◎
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	●全市立学校において、対象となる児童生徒に対し個別の教育支援計画(※1)及び個別の指導計画(※2)を作成し、特別の教育課程のもと障がいの状況に応じた自立活動(※3)を実施した。 ●肢体不自由学級に入級する児童の就学に備え、校舎や体育館の階段に手すりを設置するなどの合理的配慮を行った。 ●対象となるすべての児童生徒に対し、スクールヘルパー・学校看護師・学校介助員・特別支援教育支援員の配置や教科用図書等の採択を行った。	
改善点	●障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じた特別の教育課程を編成するなど、きめ細やかな指導・支援を行う。 ●就学児童の障がいの状況に応じて、施設整備等の合理的配慮を行う。 ●対象となる児童生徒が安心安全に学校生活を過ごせるよう、継続して学校介助員等の支援人材を配置する。(特別支援教育支援員は令和7年度から会計年度任用職員(令和6年度は有償ボランティア))	

取組み②	支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上	
目標	「研修で学んだことを、これからの自分の仕事に生かすことができる」と肯定的に回答する教職員の割合100%を維持する。(教職員研修アンケート)	
令和6年度末時点	100%	自己評価 ◎
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	●障がいの状況に応じた自立活動等をテーマとした研修を年間8回実施した。 (支援学級担任研修:2回／支援教育Co研:2回／支援教育講演会:2回／支援教育夜間懇談会:2回) ※第2回支援教育Co研は、「保育教育・福祉合同研修会」と兼ねて実施し、学校の教職員と就学前施設及び福祉施設の職員が一緒に実践報告やワークショップを行った。その際、令和5年度に引き続き参加者全員が研修アンケートにおいて肯定的な回答をした。	
改善点	●学校へのヒアリングや研修時におけるアンケート調査等により、学校現場のニーズを把握し、ニーズに即した専門家等を招へいした教職員研修を実施する。	

学識経験者の意見	●特別支援教育、個に応じた指導の充実は、非常に重要な取組みであると考える。そのような取組みが充実して行われていることは素晴らしいことであると感じる。今後は、教員同士で個に応じた支援を交流し合い、さらに取組みが進むことを期待する。

No.	注釈
1	【個別の教育支援計画】 長期的な観点から、計画的、組織的な支援を行っていくために、本人や保護者の希望も踏まえ、学校、家庭、医療や福祉等の関係機関が情報を共有し、支援の目標や内容を明確にするもの。
2	【個別の指導計画】 各教科や自立活動の指導において、児童生徒の障がいの状態等に応じた、具体的な指導内容や指導方法を工夫した計画。
3	【自立活動】 障がいのある児童生徒が自立を目指し、障がいにおける困難を主体的に改善・克服するために行う、心身の調和的発達の基盤を培う活動。支援学級に在籍している児童は必ず取り入れることとされており、児童生徒一人ひとりの障がいの種類や程度等に応じて、指導時数や具体的な指導内容等を決定する。

学校教育 基本方針 3	心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

方針目標

「こども基本法」が制定され、次代の社会を担う全ての子どもが、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが求められます。

この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、児童生徒の豊かな人間性と社会性を育成します。

重点項目6　人権教育の充実

児童生徒が望ましい人間関係を築いて充実した生活を送れるよう、自分を肯定的に認めることや他の人を信頼したり尊重したりすることなどを培うため、「集団づくり」等の取組みを充実します。また、あらゆる偏見や差別をなくすよう、さまざまな人権教育に関する指導を行い、一人一人の児童生徒を大切にしつつ、学校の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ります。

（取組み）

① 自己肯定感、自己有用感の向上
② 相談体制の充実
③ 日本語指導が必要な児童生徒への支援
④ 多文化共生教育の推進

重点項目7　道徳教育の充実

豊かな人間性を育むために、社会生活のルールはもとより正義感・倫理観、自らを律し人を思いやる心、郷土や国を愛し誇りに感じる心等を身につけるとともに、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成を図るため、教育活動全体を通して道徳教育を推進します。その際、「特別の教科道徳」では、自然体験やボランティア活動等の社会体験や郷土の文化伝統に親しむ活動を充実します。

（取組み）

①「考え、議論する道徳」の授業づくりの推進

重点項目8　生徒指導、キャリア教育の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、より良い人間関係を形成し、自己実現を図っていくことができるよう生徒指導の充実を図ります。併せて、主体的に自らの人生を切り拓いていくことができるよう、発達段階に応じたキャリア教育の充実を図り、両者が一体となった取組みを行います。

また、いじめ・不登校をはじめとする生徒指導上の様々な課題解決のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用や外部機関との連携により、総合的に課題をとらえ、未然防止と的確な早期対応に取り組む生徒指導・支援体制を充実します。

（取組み）

① 夢や志をもって粘り強くチャレンジする姿勢の育成
② 自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成
③ 不登校児童生徒への支援
④ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの徹底

<table>
<tr><th colspan="5">重点項目6</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td colspan="5">人権教育の充実</td><td>学校教育課
教育センター</td></tr>
<tr><td>取組み①</td><td colspan="5">自己肯定感、自己有用感の向上</td></tr>
<tr><td>目標</td><td colspan="5">「今の自分が好き」「クラスの人の役に立っていると感じている」と肯定的に回答する児童生徒の割合を現状値より5ポイント以上向上させる。（学期末アンケート）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">令和6年度末時点</td><td></td><td></td><td>R5</td><td>R6</td><td>自己評価</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今の自分が好き</td><td>小学校</td><td>71.0%</td><td>74.5%</td><td>△</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>65.4%</td><td>70.5%</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">役に立っている</td><td>小学校</td><td>62.6%</td><td>63.2%</td><td>△</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>54.2%</td><td>56.0%</td><td>△</td></tr>
<tr><td>取り組んだ内容
及び実績に対する評価</td><td colspan="5">● 全市立学校において、教育活動全体を通して自他を尊重できる集団づくりに取り組んだ。
● 総合的な学習の時間、特別の教科道徳等の時間等において、福祉施設や保育施設への職場体験、医療現場の方や障がいのある方を講師とした授業、国際理解教育等を通して各校の実情に応じて自他の生命や尊厳、価値、文化・習慣の違いを尊重する教育を実施した。
● 児童生徒一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合える環境の醸成に向け、外国人児童生徒交流会への講師や日本語指導が必要な児童生徒への通訳者の派遣を実施した。</td></tr>
<tr><td>改善点</td><td colspan="5">● R5の数値より向上しているため、これまでの取組みを継続しながら、以下の内容についても重点的に取り組む。
● 教育活動全体を通じて児童生徒同士が称賛や感謝する場面を意識的に設定している学校の取組みを全市立学校に拡げ、お互いに認められる機会を作る。（例：教職員がクラウド環境を活用した掲示板で児童の良かった行動等を紹介、全校児童が目にする場所に児童から児童に感謝の言葉を書いたカードを貼り付けるスペースを設置）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>取組み②</td><td colspan="3">相談体制の充実</td></tr>
<tr><td>目標</td><td colspan="3">「相談しやすい先生がいる」と肯定的に回答する児童生徒の割合を100%にする。（学期末アンケート）
※新設項目のためR5数値なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令和6年度末時点</td><td></td><td>守口</td><td>自己評価</td></tr>
<tr><td>小学校</td><td>76.4%</td><td>△</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>77.5%</td><td>△</td></tr>
<tr><td>取り組んだ内容
及び実績に対する評価</td><td colspan="3">● 夏期教職員研修において、児童生徒理解、不登校対応等についての講座を開設するなど教職員の資質能力の育成に努めた。
● 全市立学校にスクールカウンセラー（※1）、各中学校区にスクールソーシャルワーカー（※2）、小学校へ教育専門相談員（※3）を配置するとともに、学生フレンド（※4）を活用して不登校児童生徒の気持ちに寄り添う体制の構築に努めた。
● 学校だよりやスクールカウンセラーによる相談窓口の周知、学習用端末・学校家庭間デジタル連絡ツールを活用して「相談窓口」の設置を定期的に周知した。</td></tr>
<tr><td>改善点</td><td colspan="3">● 目標未達の割合が20%以上あることがわかった。安心して相談できる学校にするため、スクールカウンセラーや学生フレンドの派遣、教職員研修による教職員の対応力の向上に取り組む。
● 学校によっては、スクールカウンセラー等の専門家が生徒指導部会に参加できていない学校もあることから、連携体制を強化し、専門的な支援に繋げられるよう指導していく。
● 不登校が継続する児童生徒へ、学生フレンドや教育専門相談員等の活用により支援体制を整える.
● 相談窓口の認知度に課題があることから、相談窓口の周知と活用方法の情報提供を行い、児童生徒や保護者が相談しやすい環境をつくる。
● チーム担任制や教科担任制を活用しながら、一人の児童生徒に対して関わる教員を増やすことで安心して相談できる環境を整備する。</td></tr>
</table>

取組み③	日本語指導が必要な児童生徒への支援	
目標	日本語指導を必要とする児童生徒のうち、支援を受けている児童生徒の割合100%を維持する。	
令和6年度末時点	100%	自己評価 ◎
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● すべての対象児童生徒に対し、「特別の教育課程」を編成し、日本語指導教員等による日本語指導を実施した。 ● 各機関等と連携し、国籍の多様化に対応した自立援助通訳者の派遣を行った。 ● 対象児童生徒の在籍校のうち、「オンライン日本語指導（大阪府事業）」を活用した学校の割合は、21.4%（R5は12.5%）であった。また活用について肯定的に回答した学校の割合は、61.5%であった。	
改善点	● 対象児童生徒に対する日本語指導を一層促進させるため、各校が作成する個別の指導計画の内容を共有した上で、学期に1回程度定期的に指導内容を見直すための機会を設定する。 ● 自立援助通訳者の継続的な派遣に向け、各機関等と定期的に連絡を取り合い、必要な人材の確保に努める。 ● 「オンライン日本語指導（大阪府事業）」更なる活用に向け、校長会等の機会に情報発信するとともに、日本語指導教員等へも好事例の1つとして紹介する。	

取組み④	多文化共生教育の推進			
目標	「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート）			
令和6年度末時点		全国 （R6数値なし）	守口市 （R5）	自己評価
	小学校	72.5%	71.8%（67.3%）	△
	中学校	66.8%	64.0%（65.5%）	△
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 社会科で世界の国々の文化や伝統などを学び、その内容を総合的な学習の時間で発表する機会を設けたり、道徳科でいじめや差別に関して考え方を議論したりするなど、全市立学校において、教科等を横断して、自らの国や諸外国の文化、習慣等に関する学習が推進された。 ● 当初の計画どおり、外国人児童生徒交流会の開催やワールドクラス（※5）等への講師派遣を行った。 ● 府の加配教員による多文化共生・国際理解教育に関する研修会を実施した。			
改善点	● 国や民族、文化の違いを理解し、互いに認め合い尊重し合う力をさらに醸成するため、全市立学校において、教科等を横断した多文化共生に関する取組の充実を図る。 ● 特に中学校においては、R5の数値より1.5ポイント低下しており、重点的に体験活動等の充実を図る必要がある。例えば、校外学習等の行程に外国人観光客へインタビューする活動を取り入れたり、キャリア教育の一環として外国籍や外国にルーツのある方を招聘した出前授業を実施したりするなどの取組みを進める。 ● 府の加配教員による多文化共生・国際理解教育にかかる研修を開催するとともに、外国人児童生徒交流会の開催やワールドクラス等への講師派遣を継続する。			

学識経験者の意見	【取組み①】 ● 児童生徒が「今の自分が好き」「クラスの人の役に立っていると感じている」と回答している児童生徒の割合がどちらもR5年度よりも高まっているが、約3割の児童生徒が今の自分が好きではないと回答し、約4割の児童生徒がクラスの人の役に立っていると感じていないと回答している。これらについては、日常的に児童生徒の自己肯定感、自己効力感を高めることにつながる授業や学級の仕組みを整えていく必要があるのではないかと考えられる。例えば、授業において協働的に学ぶ場面を増やし、そのように学んだことについて相互評価を行うといった活動を積み重ねることで、学級における自分自身の存在意義に気づくことができる場合もある。 ● 「今の自分が好き」と「クラスの人の役に立っていると感じている」は、それぞれ大切であるが、両者は別ものであり、まずは「たとえクラスの人の役に立てなくても「今の自分が好き」である」ことが重要なため、両者を区別したアプローチが必要となる。そのために、まずは、人の役に立てなくても自分を好きになることができ、クラスにいてもいいのだということを児童生徒が実感できるような方向も指導上意識していくことが必要である。 ● 取組み②の「相談体制の充実」にも関連するが、児童生徒と担任教員の関係だけでなく、学校内の様々な立場の大人と、児童生徒が関わる場面をつくることで、相談体制が充実し、自己肯定感、自己効力感を高めることに繋がるのではないかと考えられる。 【取組み④】 ● 日本は、すでに非常にたくさんの外国人の人たちの参加によって支えられている現状理解を推進していく必要がある。

No.	注釈
1	【スクールカウンセラー】 全市立学校に1名ずつ配置され、児童生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法などの検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。
2	【スクールソーシャルワーカー】 社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。
3	【教育専門相談員】 市費によって全市立小学校および教育センターに配置される、子どもや保護者を対象に、教育や発達に関する相談・助言を行う専門スタッフ。
4	【学生フレンド】 不登校の小中学生に対し、大学生等が話し相手や相談相手となり、家庭訪問や登校支援を通じて心の安定と自立を促す有償ボランティア。
5	【ワールドクラス】 外国人児童生徒等（外国籍の児童生徒、外国にルーツのある児童生徒、帰国・渡日児童生徒）の母国や母文化などについて学ぶ課外活動。

<table>
<tr><th colspan="4">重点項目7</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td colspan="4">道徳教育の充実</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>取組み①</td><td colspan="4">「考え、議論する道徳」の授業づくりの推進</td></tr>
<tr><td>目標</td><td colspan="4">「道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令和6年度末時点</td><td></td><td>全国　（R5）</td><td>守口　（R5）</td><td>自己評価</td></tr>
<tr><td>小学校</td><td>88.2%（83.6%）</td><td>86.1%（82.8%）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>91.7%（86.3%）</td><td>90.2%（86.4%）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>取り組んだ内容
及び実績に対する評価</td><td colspan="4">● 有識者を招聘し、道徳科の授業づくりにかかる教職員研修を年2回実施した。
（四天王寺大学　教育学部　教授　杉中　康平　氏）
● 教科書を基に、副教材や体験的な学習を効果的に組み合わせ、ペアワークやグループワークを取り入れ、互いの意見を尊重しながら話し合うなどの授業づくりを推進している。
● R5の数値より向上していることから指導方法の工夫など授業改善が図られている。</td></tr>
<tr><td>改善点</td><td colspan="4">● R5の数値より向上しているため、これまでの取組みを継続していく。
● 各学校において、教科書を活用しながら副教材や問題解決的な学習、体験的な学習等を効果的に組み合わせた指導が推進されるよう、今年度は道徳教育の教職員研修を増やし、年3回実施することで、継続的な指導力向上を図る。
● 上記教職員研修の中で、小学校等、中学校等それぞれで公開授業を行い、「考え、議論する道徳」の授業づくりの推進に取り組むモデルとし、道徳教育推進教員のみならず、市内のすべての教職員が研修・視察できる場とする。</td></tr>
</table>

学識経験者の意見	● 今後の展開として授業改善に向けた取組みの充実が期待される。改善点にも示されているが、小中学校でそれぞれ公開授業を行い、教員同士が意見交換をすることは非常に重要であると考えられる。また、それぞれでの公開授業に留まらず、小中が合同で同じ授業を参観し、意見交流をすることも小中の連携を進めることに繋がる良い機会になるのではないかと考える。 ● 教科としての道徳で学ぶことにも意義があるが、道徳教育的な要素は多くの集団的な活動にも見出すことができるため、重点項目8にも繋がると思われる。教科内容とその他の活動を有機的に結びつけていけば、さらに道徳的な思考等の向上に繋がるのではないだろうか。

重点項目8	担当課
生徒指導、キャリア教育の充実	学校教育課 教育センター

取組み①	夢や志をもって粘り強くチャレンジする姿勢の育成			
目標	「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート)			
令和6年度末時点		全国（R5）	守口（R5）	自己評価
	小学校	82.4%（81.5%）	79.4%（79.9%）	△
	中学校	66.3%（66.3%）	62.8%（58.6%）	△
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	●全市立学校においてキャリア・パスポート(※1)を活用し、学年や学期の自身の成長を見通したり、振り返ったりする学習活動を行った。 ●校長会でキャリア・パスポートの効果的な活用にかかる実践事例について共有するとともに、各校における取組みの改善について助言した。 ●各教科・領域の指導や部活動指導等の教育活動において、人材バンク等を適宜活用し、地域や大学との協働を行った。 ●小中学校等で職場体験活動や地元企業等と連携した社会人講話を実施した。 ●国や大阪府の事業を活用し、小学校等5校(R5 2校)、中学校等1校(R5 2校)においてアスリートや芸術家等による出前授業を実施した。			
改善点	●学校の教育活動が一層、児童生徒一人ひとりのキャリア発達に繋がるよう、以下の2点に取り組む。 ●市内小中学生に対して、地域学習やフィールドワーク、職場体験の前後に学年や学期の自身の成長、将来の姿を見通す活動等、キャリア・パスポートを活用した効果的な実践の周知により、各校の取組みの一層の充実を図る。 ●地域等と協働・連携した学習活動等、実社会との繋がりを意識したキャリア教育(※2)の取組み事例を周知し、各校の取組みの充実を図る。			

取組み②	自他を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成		
目標	「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」と肯定的に回答する児童生徒の割合を80%以上にする。(全国学力・学習状況調査、学期末アンケート)		
令和6年度末時点		守口　（R5）	自己評価
	小学校	79.7%（79.4%）	△
	中学校	81.6%（75.2%）	○
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	●学力向上推進教員を対象に、生徒指導と教科指導の一体化をテーマとした研修を行い、児童生徒同士が意見交流を通して、自ら考えを深める活動の場を設定するなど、授業改善の推進を図った。 ●学校訪問等において、発達支持的生徒指導をキーワードとした指導・助言を行い、子どもを支える視点からの励まし、賞賛、対話、授業、行事等における児童生徒へのかかわり方について、教職員の資質向上を図った。 ●市立中学校生徒会交流会(※3)を2回/年開催し、各校の取組みについて共有し、自治的な活動の推進を図った。		
改善点	●目標値を上回る学校における発達支持的な生徒指導の具体的な取組みについては、これまで校長会や教頭会での周知にとどまっていた。今後は、生徒指導担当者等で構成されるTeams(※5)などを活用し、各校の日々の実践を発信することで、好事例の共有を促進する。例えば、児童生徒の小さな努力や成長を見逃さず賞賛や励ましを行うこと。また、学級活動や委員会活動などにおいて児童生徒が主体的に役割を担う場面を意図的に設けることなどが挙げられる。そのうえで、各校の児童生徒の実態や課題に応じた取組みをさらに推進していく。		

取組み③	不登校児童生徒への支援	
目標	すべての不登校児童生徒が専門家の支援を受け、学びにアクセスできる状況を確保する	
令和6年度末時点	各専門やスタッフがそれぞれの児童生徒や保護者に寄り添い、学びにアクセスできる体制を拡充した。	自己評価 △
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 小中学校等ともに専門家の支援を受けている不登校児童生徒数と割合が令和5年度より増加した。 （小）R5：111名（77.6%）⇒R6:141名（82.9%）　（中）R5：122名（54.7%）⇒R6:183名（76.3%） ● 長欠・不登校児童生徒について、学校から毎月報告を受け、必要に応じ指導を行った。 ● 不登校児童生徒をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と繋げるためのケース会議等の設定を呼びかけた。 ● 5回/年開催する市スクールソーシャルワーカー連絡会や市スクールカウンセラー連絡会において、各校の不登校児童生徒の状況を共有し、早期支援を図った。そのことで、各校でのケース会議が設定された。 ● 適応指導教室（※6）の活用が不登校児童生徒の居場所づくりに繋がった。学生フレンド配置により、児童生徒の校内での居場所づくりの支援を行うことができている。	
改善点	● 不登校に関して、一人一人の状況に対して適切な支援を行うため、「新規数」と「継続数」での把握に努め、新規数に関しては学校の魅力を高める取組み、継続数に関しては適切な人材などを派遣するなど焦点化した取組みを進める。 ● 学校から毎月報告されるデータをもとに、不登校になる前から専門家と繋ぎ、児童生徒一人一人にあった支援に繋げていけるよう、指導助言を行う。 ● 適応指導教室については、子どもたちの自立を促すという目的を、より強調するため「教育支援センター」と改称する。また、現在の梶小学校内に加え、樟風中学校内も設置する。	

取組み④	学校いじめ防止基本方針（※7）に基づく取組みの徹底		
目標	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答する児童生徒の割合を100%にする。 （全国学力・学習状況調査、学期末アンケート）		
令和6年度末時点		守口　（R5）	自己評価
	小学校	95.3%（96.7%）	△
	中学校	95.6%（93.4%）	△
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 全市立学校でいじめの防止に向けた授業を行い、小学校等で11校（R5：4校）、中学校等では5校（R5：4校）で関係機関等と連携して実施した。 ● 各校担当のスクールカウンセラーにより、児童生徒対象のいじめの予防に係る授業等を小学校3校（R5：1校）で実施した。 ● 全市立学校で学期に一回以上いじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の状況把握を図った。 ● 児童生徒理解をテーマとする教職員研修を7月に2回、8月に1回実施した。 ● 毎学期、長期休暇前にいじめに関する相談窓口について周知を行った。		
改善点	● すべての児童生徒が「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という意識を持てるようにするため、道徳教育等の充実を図ることに加え、関係機関等と連携し、いじめ防止に係る授業等の推進を図る。 ● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を深め、児童生徒に向けた授業の実施や教職員に向けた研修を推進し、どんな理由があってもいじめはいけないことだと考える児童生徒の育成を図る。 ● いじめを許さない集団作りを進めるために、定期的な取組みの充実に加え、教職員の意識を高める研修を実施する。研修では発達を支える生徒指導や、子ども理解をテーマに扱い、すべての教職員が日頃から「いじめを許さない」という姿勢を児童生徒に示せるようにする。 ● いじめに関する相談を受けた際、迅速かつ適切に対応できる力を養うことで、学校全体でいじめを防ぐ雰囲気づくりをめざす。		

学識経験者の意見	【取組み①】 ● キャリア・パスポートの取組みは有意義だと思われるが、他の児童生徒の内容と比較したり、家庭や教員、その他の大人とより多く語り、考える機会があったりすればよいのではないか。自分自身と向かい合う機会を増やし、自らのキャリアを意識することで、日々の様々な努力やチャレンジしていく姿勢にも繋がると思う。 【取組み③】 ●「不登校児童生徒への支援」は非常に重要であると考えられる。特に学びにアクセスできる状況を確保することは急務であり、ICTを活用したオンラインでの授業や相談ができる体制が整えられていくことを期待する。 【取組み④】 ● 道徳教育を核に、各教科においても人権について考える学習活動等を行い、授業の中で一人一人を大切にするということがどのようなことなのかを児童生徒が気づく取組みが進むことを今後期待する。

参考となる図表

取組み③、④. 守口市教育相談関係各種データ

令和6年度守口市教育相談関係各種データ

（単位）	小学生	中学生	その他	合計
スクールカウンセラー 相談件数 （件）	1311	1361	230	2902
教育専門相談員(アウトリーチ型) 相談件数 （件）	1797	ー	ー	1797
教育専門相談員(教育センター) 相談件数 （件）	統計データなし		ー	703
教育相談件数(電話・面会)（件）	189	68	6	263
学生フレンド活用児童生徒(人)	52	14	ー	66
適応指導教室利用児童生徒（見学も含む）（人）	4	11	ー	15

※スクールカウンセラーは小・中・義務教育学校全校に配置

※教育専門相談員(アウトリーチ型)は小学校(義務教育学校(前期)も含む)に配置

※学生フレンド登録学生数は66名。

No.	注釈
1	【キャリア・パスポート】 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成をふりかえったり、先を見通したりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ的な教材。
2	【キャリア教育】 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。
3	【生徒会交流会】 市内中学校と義務教育学校（後期課程）の生徒会執行部の生徒が情報交換や協議を行うことにより、生徒の自主的・主体的な姿勢を育むとともに、生徒会活動の充実に向けた取組。
4	【児童会活動】 小学校の児童会長を中心とした代表児童の集まりである児童会の活動。校内のルールについて児童で話し合いの上決定したり、全校児童が一体となって行うレクレーション等について企画・運営を行ったりする。
5	【Teams】 Microsoftが提供するコミュニケーションツール。
6	【適応指導教室】 梶小学校内に設置している不登校の児童生徒が社会的な適応力を養いながら、学校復帰や自立をめざすための支援を行う施設。通称「ふれあい教室」。
7	【学校いじめ防止基本方針】 学校が、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。

学校教育 基本方針 4	学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

方針目標

校長のリーダシップのもと、教育課題の解決に向けた学校経営を行うとともに、学び続ける教職員を育成します。また、小中一貫教育を基盤とした教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図ります。

加えて、老朽化が進む学校施設の計画的な整備・改修を進めます。

重点項目9　学校経営の改善

校長は、小中一貫教育の視点をもって教育課題に対し実情を踏まえた目標を設定します。明確なビジョンや具体的方策を学校運営協議会やホームページ等を通じて積極的に家庭・地域に発信するなど、学校・家庭・地域の協働体制を構築し、教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図ります。

加えて、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校の組織や業務の在り方などの見直しに取り組みます。

（取組み）

① 学校経営計画に基づく学校運営の推進
② 教員が子どもと向き合う時間の確保

重点項目10　教職員の資質向上・研修の充実

教職員が急激な社会の変化に柔軟に対応しながら、主体性と協働性を発揮し、学び続けることができるよう、学校・教育委員会が連携し組織的・継続的な研修を実施します。また、教職員が教育公務員としてふさわしい行動をとることができるよう、不祥事防止等に向けた取組みを継続的に実施し綱紀の保持を徹底します。

（取組み）

① 学び続ける教職員の育成
② 教育公務員としての意識の醸成と法令遵守の徹底

重点項目11　学校施設の老朽化等への対策

令和４年８月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）」に基づき、既存校の老朽化対策を主眼とした「守口市立学校施設整備計画」との整合を図りながら、社会の変化に合わせた新しい時代の学び、校舎の老朽化への対応を計画的に行い、よりよい教育環境の整備を行います。

（取組み）

① 教室施設の老朽化が進む学校の計画的な整備・改修

重点項目9		担当課
学校経営の改善		学校教育課 教育総務課
取組み①	学校経営計画に基づく学校運営の推進	
目標	学校の経営について設定した目標を達成していると回答する校長の割合100%を維持する。(学校長が作成する自己申告票)	
令和6年度末時点	95.0%	自己評価 ×
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 年度初めの目標設定及び年度途中の進捗状況確認のための面談を行い、達成状況の進捗確認や助言等を行った。 ● 目標の達成に向け、校長会等の機会を捉え、市内や先進市等における好事例などの情報提供を行った。 ● 学力向上や生徒指導など、各学校の課題解決に向け、担当指導主事が学校訪問等を行い指導助言を行った。 ● 首席(※1)をはじめ学校の中核を担う教職員を対象としたミドルリーダー研修を実施した。 ● 学校運営協議会で学校の教育目標やめざす子ども像を共有し、その達成のために広く意見を求めたり、ボランティアによる学校支援活動を推進した。	
改善点	● 目標未達成となった学校の課題に、授業改善の促進に加え各分掌と学年間の連携が挙げられていることから、学力向上推進教員と課題を共有した上で、当該校と一緒に改善の手立てを進めたり学校組織体制の他校の好事例を積極的に発信したりするなどの支援を行う。 ● 各学校の課題に即した的確な指導助言ができるよう、日常的な学校訪問による現状把握や先進市への視察等により得られる好事例を積極的に学校長に提供する。 ● 首席や事務職員が実際に校務運営に参画する好事例を扱うミドルリーダー研修を実施する。 ● 学校運営協議会委員を対象とした研修会を実施することにより、各中学校等における学校支援活動を充実させる。	

取組み②	教員が子どもと向き合う時間の確保		
目標	年間の年次休暇平均取得日数が20日となるよう職場環境を改善する。		
令和6年度末時点		守口　(R5)	自己評価
	小学校	15.8日 (15.6日)	△
	中学校	14.3日 (13.9日)	△
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 中学校等におけるスクール・サポート・スタッフ(※2)の配置拡充や部活動における標準活動時間(※3)の設定を行った。 ● グループウェアシステムを活用した休暇申請や旅費申請のシステムを導入した。 ● デジタルツールを活用した学校・家庭間の連絡を行った。 ● 夏季学校閉庁期間の拡大(5日→14日)や冬季学校閉庁期間の設定を行い、教職員が年次休暇を取得しやすい環境整備に努めた。 ● 校長会等の機会を捉え、小学校における教科担任制やチーム担任制(※4)の取組みを全市立学校で共有した上で、各学校の実情に応じて積極的に制度を活用するよう指導した。		
改善点	● 小学校等に比べ中学校等の年休取得日数が低いことから、毎月の校長会等で、部活動の標準活動時間にかかる取組み状況や行事の精選、校務の整理等の状況をこまめに把握し、必要に応じて指導することにより年休取得がしやすい環境改善に努める。 ● 学校訪問等の機会を捉え、スクール・サポート・スタッフにヒアリングを行うなど、実情の把握に務め、校長会等において好事例を積極的に提供する。 ● 児童生徒の欠席連絡を効率的に集約したり、全教職員に対する周知内容は必ず掲示板機能を活用したりするなど、学校・家庭間デジタル連絡ツールやグループウェアシステム(※5)の好事例を集約し、校長会等の機会に発信する。 ● 小学校における教科担任制をはじめ、各校のチーム担任制の取組みの好事例を校長会等の機会に発信する。		

学識経験者の意見	【取組み①】 ●「学校経営計画に基づく学校運営の推進」について、95%が達成していることは素晴らしいことではないかと感じる。学校長をはじめとする管理職の勤務実態は厳しい中、それぞれの学校長が教員を束ね、児童生徒のために日々尽力されている結果ではないかと考える。児童生徒が安心して学び、働きがいのある学校をつくるためにも、これまでの働き方改革に関する取組みを継続しながら、管理職への支援をさらに充実させていくことが、より良い学校づくりに繋がると期待される。 【取組み②】 ● 教員が子どもと向き合う時間を確保するためには、業務の削減や効率化に対する認識を高めること。また、事務的な仕事を行う人材を学校現場に充実させるなどの取組みが必要ではないかと考える。これらを実現させていくには、行政側の業務削減という努力と、教員側の業務の効率化といった両者の協力が必要ではないかと考えられる。 ● 先例にとらわれず、教員がすべき業務と他の人に任せてもよい業務とを大胆に整理し、改革していく必要があると思われる。

No.	注釈
1	【首席】 校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。平成19年度から設置。
2	【スクール・サポート・スタッフ】 働き方改革の観点から、教員の業務負担を軽減するために市立学校に配置している人材。職務内容は、来客・電話対応や、学校行事・式典の準備補助など各校によって様々である。
3	【部活動における標準活動時間】 部活動の活動時間が教職員の勤務時間内におさまるよう市教育委員会が定めた時間。平日は1時間程度で勤務時間内、学校休業日は大会参加以外の活動は行わないこととしている。
4	【チーム担任制】 従来担任が一手に担っていた朝や終わりの会、給食指導、懇談などの業務を学年単位という組織で対応するしくみ。
5	【グループウェアシステム】 勤務時間や休暇申請等のスケジュールの管理機能やタスク管理機能などがパッケージ化された業務用ソフトウェアのこと。市立学校では、令和5年9月から運用を開始した。

重点項目10		担当課
教職員の資質向上・研修の充実		教育センター 学校教育課
取組み①	学び続ける教職員の育成	
目標	「研修の内容を学校で役立てたり広めたりしている」と肯定的に回答する教職員の割合100%にする 。 （学期末教職員アンケート） ※新設項目のためR5数値なし	
令和6年度末時点	90.4%	自己評価 △
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 各校へのヒアリングを実施し、校内研究テーマや市の成果や課題等を把握したうえで重点課題に正対した研修を企画・実施した。夏期、冬期に実施する教職員研修会では市の教育的課題に沿ったテーマ及び内容で延べ603人（R5：405人）が参加した。 ● 研修の設計にあたっては、クラウド活用を前提とし、参加者が自らのめあてを設定し、振り返りでは内容だけでなく自身の学び方についても省察できるようにするなど、教職員が主体的に学べる研修デザインを工夫した。また、研修で得た学びを自校で発信・共有することも課題として位置づけた。 ● 内容に応じてオンライン、オンデマンド型研修を実施した。（講師研修、学力向上担当者研修、情報担当者会等各種会議） ● 市内の優れた取組を市内ポータル（※1）（Teams内）で共有した。また、各種研修会案内もTeamsやグループウェアシステムで積極的に周知した。 ● 大阪府が主催する研修や、先進的に取り組んでいる他府県等の学校公開などを積極的に参加できるよう周知した。 ● 校内などにおいても、各学校でTeamsなどを利用して、研修や各自の取り組みなどを共有する姿が見られるようになった。	
改善点	● 教職員の研修参加は活発だが、個々の課題に応じた学びが十分でないため、キャリアステージに応じた研修設計を工夫し、主体的な学びを促す。 ● 研修の成果が継続的な実践に繋がりにくいことから、目標設定と振り返りを重視した研修を実施し、学びの質と継続性を高める。 ● 研修成果の共有が校内で十分に行われていないため、Teams等を活用して情報共有を促し、実践への展開を図る。 ● 教職員同士の学び合いが定着していない学校もあることから、校内研修への展開を支援し、学びの文化づくりを推進する。	

取組み②	教育公務員としての意識の醸成と法令遵守の徹底	
目標	教職員の不祥事ゼロを維持する。	
令和6年度末時点	教職員の不祥事：0件	自己評価 ◎
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 毎月の校長会等で、大阪府の報道提供資料（※2）や「不祥事防止に向けたワークシート集（※3）」等を活用した事例検討会を実施した。 ● 臨時的任用講師や市費教員を対象とした不祥事防止の研修を実施した。 ● 全市立学校において、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用した定期的な事例検討会や、「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を活用したハラスメントを許さない環境づくりの取組みが実施された。	
改善点	● 毎月1回以上、校長会・教頭会等の機会を捉え、すべての教職員が不祥事を「自分事」として捉えることができる具体的な事例を扱った研修を実施する。 ● 大阪府教育庁において新たに策定された「不祥事防止ガイドブック（※4）」を活用した研修を実施する。	

学識経験者の意見	【取組み①】 ●「学び続ける教職員の育成」について、90%以上の教員が「研修の内容を学校で役立てたり広めたりしている」と回答していることは大いに評価できる。ただ、研修内容を学校で役立てたり広めたりしていくためには、それらに対して継続的な取組みが必要となる。継続的に取組みを進めていくことが学び続ける教職員の育成に繋がるのではないかと考える。今後は、研修内容を役立てたり広めたりしたことがその後どのように継続されているのかを調査し評価する必要があるのではないかと考える。

No.	注釈
1	【市内ポータル】 市内の教職員対象に、研修情報や最新の教育動向を市教委から発信しているMicrosoftTeamsを活用したWeb上の情報共有の場。通称「「守口市カレッジBOX」。
2	【報道提供資料】 大阪府が毎月報道提供している教職員の処分事案についての資料。
3	【不祥事防止に向けたワークシート集】 大阪府教育庁が作成したワークシート集。あらゆる不祥事についての事例や根拠法令、チェックシート等が掲載されている。
4	【不祥事防止ガイドブック】 令和7年3月に大阪府教育庁が作成したガイドブック。不祥事発生の要因をはじめ、不祥事に関する様々な法律・条例の改正内容及び教職員の懲戒処分の状況や推移等について掲載されている。

重点項目11		担当課
学校施設の老朽化等への対策		教育総務課
取組み①	教室施設の老朽化が進む学校の計画的な整備・改修	
目標	児童・学級数の増加による教室不足とともに施設老朽化が進む守口小学校の改修を行い、令和8年度に新校舎を供用開始する。早期に施設老朽化対策を要する八雲中学校区の義務教育学校の新校舎を建設し、令和9年度に供用開始する。	
令和6年度末時点	守口小学校：建設工事について、予定通り進捗した。 八雲中学校区義務教育学校：建設に向けた実施設計や旧下島小学校の解体工事など、予定どおり進捗した。	自己評価 ◎
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	守口小学校： ● 守口小学校の建設工事に伴い、仮設校舎を建設し、2学期より運用を開始した。 ● 住民説明会実施の上、新校舎建設工事に着工し、解体及び杭打ちや基礎工事等を実施し、予定工程通り滞りなく進捗した。 八雲中学校区義務教育学校： ● 八雲中学校区義務教育学校の建設に向けて、学校と地域（各3回）、子ども（1回）を対象としたワークショップを開催し、意見等を基本設計に反映。また、予定どおり年度末までに実施設計を完了。 ● 新校舎建設予定地である旧下島小学校の解体工事が予定工程どおり滞りなく進捗した。 ● 八雲中学校区義務教育学校の建設は、高規格堤防事業との合同事業であることから、淀川河川事務所と連携を図りつつ、住民説明会を複数回実施。	
改善点	● 引き続き、関係部局と連携し、取組みを進めていく。	

学識経験者の意見	● 学校施設が充実することは児童生徒の学びを充実させる上で非常に重要であると考える。学校内での環境が改善することで、児童生徒はそれらの環境をうまく活用しながら学びを広げいくだけでなく、学習に向かう気持ちを調整することにも繋がる。児童生徒が主体的に学ぶことができる環境を構築するといった視点で老朽化等の対策を行うことを期待する。

社会教育 基本方針 5	生涯学べる社会をつくる ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～

方針目標

市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域づくりをめざします。

重点項目12	社会教育の振興

守口市立図書館を核とした図書サービスの充実を図るとともに、青少年健全育成活動への支援をはじめ、心豊かで自立した社会教育の実現に取り組みます。

また、市民の財産である文化財を次世代に継承していくための調査・研究を行い、心のよりどころとなるような文化資源として保存・活用する取組みを進めます。

（取組み）

① 市民による図書館利用の拡大
② 子ども読書活動の推進及び学校図書館と市立図書館との連携および文化財の活用
③ 青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら実施している行事の活性化

重点項目12		担当課
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課 コミュニティ推進課
取組み①	市民による図書館利用の拡大	
目標	市立図書館の図書借出冊数を35万冊以上とする。	
令和6年度末時点	366,570冊	自己評価 ○
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 市民の課題解決を支援するため、情報発信やレファレンスサービス（※1）の充実に務めた。 ● 図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催した。 ● 市内小学校新1年生全員を対象に図書りようしゃカード申込書及び読書通帳を配布した。 ● 図書りようしゃカード申込をオンラインで実施するスマート登録を推進した。 ● スマートフォンやタブレット画面にりようしゃカードのバーコードを表示するスマート貸出を推進した。 ● もりぐち電子図書館（※2）の蔵書数の拡充及び内容の充実を図った。	
改善点	● 目標は達成しているが、更なる図書サービスの充実を図ることで市民の図書館利用を拡大していく。	

取組み②	子ども読書活動の推進及び学校図書館と市立図書館との連携および文化財の活用			
目標	「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり全く読書をしない」と回答する児童生徒の割合を全国平均以下にする 。（全国学力・学習状況調査、学期末アンケート）			
令和6年度末時点		全国　（R5）	守口　（R5）	自己評価
	小学校	24.5%（24.5%）	28.4%（26.2%）	△
	中学校	36.8%（36.8%）	47.5%（52.7%）	△
取り組んだ内容 及び実績に対する評価	● 子ども読書の日や読書週間に合わせたイベントやビブリオバトル（※2）などを開催した。 ● 市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出し（7,531冊）を行うなど、関係機関との連携に取組んだ。 ● 学校図書館司書の会議に図書館司書が参加し、交流を図ったが、出前授業の実施には至っていない。 ● おはなしボランティアを学校図書館、市立認定こども園（3園各3回）及び市内児童クラブ（6クラブ各6回）に派遣した。 ● 市内小学校の見学受入を実施した。 ● おはなしボランティア「養成講座」を実施した。（全3回延べ12名参加） ● 市内小学校新1年生全員を対象に図書りようしゃカード申込書及び読書通帳を配布した。 ● もりぐち歴史館「旧中西家住宅」（※3）において、四季折々に関連する伝統行事等のイベントの実施や市内小学校、認定こども園の見学を受け入れることで、文化財愛護意識の向上に取組んだ。 ● 市立図書館の郷土資料展示室において、貴重な文化遺産の常設展示や展示物についての講座を行い、市民の文化財に対する認知度の向上に取組んだ。			
改善点	● 学校図書館司書の会議に図書館司書が参加し、連携強化に取組んでいるが、出前授業の実施には至っていないため、実施に向けて調整を図る。 ● また、図書館司書が講師となり、学校図書館司書向け研修会の開催や施設訪問しての相談対応、協働での学校図書館イベントを開催することで、市立図書館と学校図書館の更なる連携強化や子どもの読書に触れ合う機会の創出に取組んでいく。			

取組み③	青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら実施している行事の活性化
目標	各行事への子どもの参加人数を前年度以上とする。

令和6年度末時点		参加人数　（R5）	**自己評価**
	こどもまつり	3500人（7000人）	天候不良により、取組の効果を評価することができない
	こども会親善スポーツ大会	220人（220人）	○
	中学生スポーツ大会	46人（22人）	◎
	こども会駅伝競走大会	264人（288人）	×

取り組んだ内容及び実績に対する評価	● 目標達成状況は、こどもまつり50%、こども会親善スポーツ大会100%、中学生スポーツ大会209%、こども会駅伝競走大会92%となった。こどもまつりは、天候不良により開催時間の短縮や内容の変更を余儀なくされたことなどにより、目標を下回る結果となったが、大勢の子どもたちや保護者の方たちに来場いただいた。 ● 目標達成に向けて、青少年育成指導員の活動紹介を市広報誌に掲載し、活動の大切さなどについて周知を行った。また、新たな試みとして学校・家庭間デジタル連絡ツールを活用し児童生徒の参加募集を行った。
改善点	● 市広報誌だけでなく、市のホームページも活用し、青少年育成指導員の活動について周知を行うことで担い手の確保及び児童生徒の行事への参加に繋げる。

学識経験者の意見	【取組み②】 ● 子ども読書活動の推進については、保護者の読書活動とセットで推進することを通じて、大人と子どもの読書活動の増加という相乗効果が得られる場合もある。大人になってからも、子ども向けと思われる小説を読むことや感想を共有することも意義深い。 ● 文化財活用については、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」をはじめ、とりわけ歴史学習と有機的に結びつけることで学校教育の学びが深まることも考えらえるので、児童生徒自身による映像教材の作成ほか様々な学び支援について検討してもらえればと思う。 【取組み③】 ● 学校との連携をさらに深め、SNSを活用していくことで、より多くの人々の参加に繋がることを期待する。

参考となる図表

取組①　市民による図書館利用の拡大

市立図書館の来館者数及び図書貸出冊数

年度	蔵書冊数（冊）	市立図書館来館者数（人）	図書貸出冊数（冊）
令和6年度	227,497	342,689	366,570
令和5年度	217,529	319,808	353,276
令和4年度	207,791	307,980	344,522

年度	電子図書館蔵書数（冊）	電子図書館貸出冊数（冊）
令和6年度	3,409	11,705
令和5年度	2,323	10,345
令和4年度	868	5,994


守口市立図書館（令和２年６月開館）

取組②　子ども読書活動の推進及び学校図書館と市立図書館との連携および文化財の活用

団体貸出冊数

年度	団体貸出冊数(冊)
令和6年度	7,531
令和5年度	8,002
令和4年度	6,459

市立図書館の児童図書貸出冊数

年度	児童図書貸出冊数(冊)
令和6年度	183,921
令和5年度	180,131
令和4年度	174,891

もりぐち歴史館の来館者数

年度	来館者数(人)
令和6年度	2,291
令和5年度	2,353
令和4年度	1,809

もりぐち歴史館「旧中西家住宅」（守口市指定有形文化財）



取組③　青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら実施している行事の活性化

目標3.「各行事への子どもの参加人数を前年度以上とする」

行事	目標値	参加人数	割合
こどもまつり	7,000	3,500	50%
こども会親善スポーツ大会	220	220	100%
中学生スポーツ大会	22	46	209%
こども会駅伝競走大会	288	264	92%

こどもまつりの様子



中学生スポーツ大会（ボッチャ）の様子



No.	注釈
1	【レファレンスサービス】 資料や情報を求めている利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス。
2	【もりぐち電子図書館】 デジタル化された書籍をパソコンやタブレット、スマートフォンなどで、いつでもどこでも検索・貸出・返却・閲覧・予約などができる非来館型のサービス。令和4年7月よりサービス開始。
3	【ビブリオバトル】 発表者がおすすめの本の魅力を5分間で紹介し合い、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」を投票で決めるゲーム感覚で楽しめる書評合戦。
4	【もりぐち歴史館「旧中西家住宅」】 大阪府内で唯一農村にある武家屋敷で大変貴重な建物であり、平成10年2月18日に、「主屋」「大門」という建物を守口市の指定有形文化財に指定。この大切な文化財を末永く伝えていくため、市が平成11年から保存・修復工事を始め、1年9ヶ月をかけて平成13年3月に完成。もりぐち歴史館「旧中西家住宅」として平成13年7月に開館。